

空き家の適正管理にご協力を

町内では空き家が増加しています。

法律では、空き家の適正な管理は「所有者・管理者の責務」とされています。管理が不十分な空き家の所有者には、「改善の勧告」が出される場合や固定資産税の減額などの優遇措置が受けられなくなるおそれがあります。

ご近所に迷惑をかけないように、適正な管理をお願いします。

空き家の解体補助金をご利用ください

町では、良好な景観と安心な住環境を維持するため、空き家を解体しようとする方に対して解体費用を補助しています。

【補助金を受けるには解体着工前の申請が必要です】

支援メニュー	申請できる方	補助金額
一般空き家解体補助 (一定の要件あり)	・空き家の所有者 ・空き家所有者の相続人または空き家所有者の同意が得られている土地所有者等	対象経費の1/5以内 (上限15万円)
危険空き家解体補助 (一定の要件あり)		対象経費の1/2以内 (上限50万円)

◆補助の主な要件

- ・秋田県内に本店もしくは支店を有し、建物の解体の登録・許可を受けた事業者が施工すること
 - ・個人が所有する空き家であること
 - ・町税等の滞納が無いこと
- このほかにも、適正管理の状況や居住実績、建築年などの要件があります。詳しい内容は町ホームページをご覧ください。か総務課企画財政班へお問い合わせください。

町では『空き家・空き地バンク』で空き家・空き地の情報を紹介しています。登録は随時受け付けていますので、空き家・空き地の有効利用をご検討する際にはお気軽にご相談ください。

■お問い合わせ先 総務課企画財政班 (TEL29-3907)

国民年金保険料の納付について

令和5年度の国民年金保険料は

『月額16,520円』です

被保険者の方へ、4月上旬に日本年金機構から1年分の納付書が送付されます。金融機関またはコンビニエンスストアで翌月末までに納めてください。

●保険料の前納について

保険料は、6か月・1年など一定期間分を前納すると、保険料が割引になります。送付される納付書には「前納用」も同封されますので、ご希望の方はそちらをご使用ください。

※前納用納付書は、使用期限を過ぎると使用できませんのでご注意ください。

●スマートフォン決済もご利用いただけます

納付書のバーコードを決済アプリで読み取ることで、納付することができます。

※バーコードの印刷がない納付書はスマートフォン決済ができません。

■お問い合わせ先

町民課窓口 (TEL29-3906)

鷹巣年金事務所 (TEL0186-62-1490)

分譲地を販売しています

町では、住宅を建てるための土地を必要とする方に対し、分譲地を販売しています。住宅建設をお考えの際は、ぜひご検討ください。

地区	地番	面積
狐崎	狐崎30-12	113.32坪 (374.64㎡)
成森	尾樽部25-6	100.01坪 (330.63㎡)
	尾樽部25-14	102.43坪 (338.63㎡)
	尾樽部25-20	101.26坪 (334.76㎡)

※購入には条件があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

分譲価格を減額します！ ～小坂町への定住を応援します～

町への移住・定住を促進するため、次のいずれかに該当する方が小坂町分譲地を購入する場合、分譲価格を25%減額します。

- Aターン支援：町外から移住しようとする方
または移住後3年以内の方
- 結婚支援：1年以内に結婚予定の方または結婚後5年以内の方
- 子育て支援：18歳未満の子どもを養育している方
(出産予定の方を含む)

マイナンバーカードの休日交付窓口を 開設します(要予約制)

- 日 時：4月23日(日) 9時～15時
4月30日(日) 9時～15時
※いずれもカード受取のみ
- 持ち物：役場から送付された交付通知書
通知カード(お持ちの方のみ)
本人確認書類(運転免許証など顔写真付きは1点、顔写真のないものは2点(健康保険証と年金手帳・年金証書など))

※原則本人の来庁が必要です。

※3営業日前までに事前の予約が必要です。

※予約がないときは窓口は開設しません。

☆最大2万円分のマイナポイントは、マイナンバーカードを2月末までに申請した方が対象です。

申込みは、スマートフォンやパソコンのほか、役場・郵便局・ケータイショップ等でも可能です。手続きスポットはマイナポイントホームページをご覧ください。

マイナポイント

検索

■予約・お問い合わせ先

町民課町民生活班 (TEL29-3906)